

テルモグローバル第三者反腐败・反贈賄ポリシー

制定日：2017年1月1日

テルモの企業理念は、「医療を通じて社会に貢献する」ことです。テルモは、この企業理念を追求するため、最高水準の倫理に基づいて事業を行い、清廉と透明性を重んじ、いかなる腐敗行為も許容しません。この方針を守るため、テルモは「グローバル反腐败・反贈賄ポリシー」を制定しています。貴社のより良いご理解を得るため、テルモは、当該ポリシーを簡潔にまとめた、この「第三者反腐败・反贈賄ポリシー」を作成しました。貴社の事業活動において、最高水準の倫理をもって遂行されますようお願い致します。

1. このポリシーが貴社に適用される場合

本ポリシーは、貴社がいかなる種類の団体であっても、以下のいずれかに該当する場合に適用されます。

- (i)個人との関係において、テルモのために行為する場合（エージェントやコンサルタントなど）
- (ii)テルモの製品の販売促進または販売を行う場合（仲介業者、卸売業者、代理店など）

貴社が二次的なエージェント、コンサルタント、仲介業者、卸売業者、代理店その他の第三者（総称して「二次的業者」といいます）を起用する場合、当該二次的業者に本ポリシーと同等以上の基準に従わせるようお願い致します。

2. 反贈賄法の遵守

貴社は、適用される反贈賄法を遵守するものとします。

3. 不適切な支払いの禁止

3.1 貴社は、不適切な便宜や取引を獲得または維持するために、公務員その他あらゆる個人または組織（医療従事者を含みます）による決定や行動に影響を与えることを目的として、直接的か間接的かを問わず、不適切な支払いを行ってはなりません。支払いの申し出、約束、手配、それらへの参加、同意または承認も同様です。そのような支払いは、その資金の出所にかかわらず、不適切な支払いとして禁じられます。

3.2 貴社は、単に「知らなかった」というだけで違反を免れることはできません。違反かどうかは、禁止された行為の発生または発生可能性について「認識」を有していたかどうかにより判断されます。この「認識」とは、あらゆる行為、事象、環境、行動、状況および事件について、具体的に認識を有する場合だけではなく、その事柄の認識を有することが合理的に期待できたにもかかわらずあえて無視、軽視または黙認する場合も含まれます。

3.3 貴社は、テルモの利益を代表してテルモへの製品の納入またはテルモへのサービス提供にかかる入札または契約を相手方と協議する際に、テルモの利益ではなく自分自身または第三者の利益となるような支払いを要求または受領してはなりません。

4. 帳簿および記録

貴社は、公務員および医療従事者との接遇を含む、テルモのための事業に関連するすべての支払いについて、その性格を正しく反映した、正確で完全な真実の記録を残すものとします。

5. 研修

本ポリシーおよび適用される反贈賄法が確実に遵守されるよう、貴社の従業員および二次的業者のための研修を手配することを推奨します。

6. 定義

本ポリシーにおいて、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有します。

「反贈賄法」とは、テルモが事業を行う国々（貴社その他の第三者を通じた場合なども含まれます）において定められている、腐敗または賄賂を規制するすべての法規をいいます。それらの法規は、日本の刑法および不正競争防止法、アメリカの連邦海外腐敗行為防止法ならびにイギリスの贈収賄防止法を含みます。

「政府」とは、政府が所有または運営する病院その他の医療施設、規制機関または政府の管理下にある会社、法人または協会など、国、州、地域または地方自治体の部署、局、機関、下部組織その他の組織をいいます。

「公務員」とは

- (i)選挙で選ばれたまたは指名された政府職員(例えば、立法府職員または政府省庁の役人)、
- (ii)政府に雇用され、政府と契約関係にあり、または政府を代理して行動する個人(例えば、公立病院に雇用された医療従事者または研究者)、
- (iii)政党職員、公職立候補者、公務員、政党のために業務を遂行しまたは政党を代理する従業員または個人ないし公務員候補者、
- (iv)公的国際機関のために業務を遂行しまたは公的国際機関を代理する公務員、従業員または個人、
- (v)王族(皇室)メンバーまたは軍関係者、または
- (vi)みなし公務員その他法律で公務員と分類されるすべての個人をいいます。

「医療従事者」とは、医療技術を使用、推奨、購入、その他処方する個人または組織をいいます。

「認識」 貴社は、以下のようなケースに該当する場合、腐敗行為に関する「認識」を有するものとみなされます。

- (i) 貴社が不適切な支払いが背後で行われていることを知っている場合もしくは知ることが合理的に期待できる場合
- (ii) 貴社が不適切な支払いが生じる可能性があることを知っている場合もしくは知ることが合理的に期待できる場合、または
- (iii) 不適切な支払いが生じる可能性があることを知るに足る理由が貴社側にある場合。意図的に知ることを避けた場合であっても、本ポリシーにおいては「認識」として扱われません。

「支払い」とは、有形無形を問わず、また金額にかかわらず、最終受取人に利益を生じさせる財物またはサービスの移転であって、以下を含むがこれらに限られません。

- (i)現金・現金等価物、有価証券その他の財物、贈答品、ホスピタリティ、業務に対する報酬、ローン、旅費、エンターテイメント、助成金、政治寄付、慈善寄付、補助金、日当、スポンサーシップ、割引または謝礼の交付

- (ii)費用の支払いまたは払い戻し
- (iii)役務の提供
- (iv)負債の引受・免除
- (v)雇用機会の提供
- (vi)財物やサービスの利用機会の提供

「個人」とは、全ての個人（公務員および医療従事者を含む）をいい、自分自身のために行動する場合のみならず勤務している法人または組織のために行動する場合を含みます。

「テルモ」とは、テルモ株式会社およびそのグループ会社の総称をいいます。

以上